

# 5 共通ガイドライン

ここでは、全ての広告物に共通するガイドラインを示しています。

## 地震・災害に強い広告物

広告物の多用化・大型化が進み、特に建築物の屋上、壁面に設置された広告物については、落下した場合大きな事故となる可能性があります。地震や台風などわが国特有の気象条件に対して、安全性の確保が十分になされる必要があります。

[指針]

- ・ 広告物は、自重、積雪及び風圧並びに地震などの振動や衝撃に対して倒壊、落下しないよう安全であるようにしましょう。



## 交通安全への配慮

広告物の多くは道路沿いに設置されるため、歩行者の通行や自動車交通への配慮が必要です。道路からはみ出し設置による通行の妨げ、交差点の見通しを悪くするような広告物、運転者の視線をそらす広告物などの設置は禁物です。

[指針]

- ・ 歩道沿い広告物は、歩行者の通行の妨げにならないように設置位置を考えましょう。
  - ・ 広告物により自動車運転者の視界を妨げたり、信号標識の視認性を妨げないようにしましょう。
- ※交差点の見通し、反射による眩しさなど



交差点の見通しを悪くしている広告物

## 維持管理

放置されたままの看板が倒れそう、広告物の骨組みがずっと残っている、ペンキがかすんで何の広告か分からないなど、維持管理の悪い広告物は、まちの印象をも悪くします。常に維持管理されている広告物は、より素敵な広告景観づくりの第一歩となります。

[指針]

- ・ 広告物は、日頃の適正な維持管理を心がけましょう。
- ・ 不必要になった広告物は速やかに除去しましょう。



## 屋外広告物の掲出の特例

屋外広告物の掲出については、次のような特例があります。

### ①案内用広告物

著名な地点又は公共的な施設、事業所等への案内用広告物で、地域ごとに定められている高さ、面積、色彩などの基準を満たすもの。



案内用広告物

### ②管理用広告物

自己の土地・物件に管理上必要とする広告物で、営利目的でなく、面積、色彩などの基準を満たすもの。



管理用広告物

### ③犯罪防止、交通安全の啓発用広告物

地域が国又は地方公共団体と協働して表示し、又は設置する犯罪の防止、交通安全の啓発その他公益上必要と市長が認めるもの。



啓発用広告物

※詳しくは、本ガイドライン資料編「屋外広告物条例及び同施行規則」を参照してください。

## ■特別地区の種類

屋外広告物に関する地域特性に応じたきめ細やかな景観の規制誘導を図るために屋外広告物特別地区という制度が設けられています。指定に際しては、地域住民の意向を反映し、住民と行政が協力してその地区の特性に応じた独自のルールづくりを行うものとしています。特別地区ではそこでのルールに沿った屋外広告物の掲出に努めましょう。特別地区は、屋外広告物に対する規制、誘導、緩和の考え方により下記のような3種類の地区の設定が、出来ることになっています。



### 屋外広告物活用地区

商業地域など、経済活動の活発な地域において、広告物の掲出による活力ある街なみの形成を図るため、屋外広告物の規制を一部緩和することができる地区です。（第4種規制地域のみ）

### 屋外広告物特別規制地区

歴史的な地区や自然環境が豊かな地区など良好な景観の形成又は風致の維持が特に必要な地区において、独自の設置基準を定めることができる地区です。

### 屋外広告物モデル地区

住民協定など地域住民の景観に対する意識が高い地域において、それらの活動を支援できるように努力基準を定めることができる地区です。

